

粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業に係る事業契約変更契約の締結について

平成26年12月4日に事業契約(停止条件付き事業契約(粕屋町議会において本契約締結に係る議案について議決がなされた平成27年1月21日から効力を生じる)を締結した「粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業」については、諸事情により変更が生じたため、平成28年6月3日に仮事業契約変更契約を締結し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第12条の規定に基づき、平成28年6月14日に粕屋町議会の議決を得て同日付けで本契約として効力が生じたので公表します。

平成28年6月20日

粕屋町長 因 辰 美

- 1 契約金額 最大金6,976,493,249円の範囲内で協議する。(ただし、契約条項による変更がある。)
- 2 契約の相手方 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2525番地
株式会社 粕屋町学校給食サービス
代表取締役 山本 徳憲
- 3 履行期間 契約効力発生の日から平成43年8月31日まで

「粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業」事業契約変更契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第15条第3条の規定に基づき、下記のとおり内容を公表します。

平成28年6月20日

粕屋町長 因 辰 美

1 変更後の事業契約の内容

第1 原契約書の「4. 契約金額」の項を以下の通り変更する。

4. 契約金額 最大金6,976,493,249円の範囲内で協議する。(ただし、契約条項による変更がある。)

内訳

- (1) 施設等整備業務費相当分として、施設整備費の確定額金 2,175,347,904 円に消費税及び地方消費税額を加算した上、これに割賦金利を合計した額
- (2) 開業準備業務費として、確定額金 30,001,996 円に消費税及び地方消費税の額を加算した額
- (3) 維持管理業務費及び運営業務費(固定料金)相当分として、契約締結時の額金 2,860,883,200 円(維持管理及び運営に対するサービス対価(固定料金))に消費税及び地方消費税の額を加算した額
- (4) 維持管理業務費及び運営業務費(変動費)相当分として、契約締結時の額金 825,356,000 円(維持管理及び運営に対するサービス対価(変動料金))に物価変動及び提供給食数の変動による増減額を加算又は減算した額に消費税及び地方消費税の額を加算した額
- (5) 地中障害物の除去等業務費用相当分として、平成27年度分確定額金 41,210,190 円(産業廃棄物税金 1,962,390 円含む。)に消費税及び地方消費税の額金 3,139,824 円を加算した額並びに平成28年度及び平成29年度に予定されている最大金 23,012,863 円(産業廃棄物税含む。)に消費税及び地方消費税最大金 1,760,984 円を加算した額
- (6) 工期変更に伴う増加費用相当分額については、今後、事業者との間で協議して確定する。(ただし、その額は、金 176,978,193 円に消費税及び地方消費税の額を加算した額(一部非課税対象あり)の範囲内とする。)

第2 原契約書の「5. 契約保証金」の項の次に下記事項を加える。

6. 支払方法及び期間等

本契約(町及び事業者の間で締結された平成27年1月21日付粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業本契約書による本事業変更を含む。)に記載のとおり。

第3 原契約書別紙3の「事業日程表」の一部を以下の通り変更する。

(1) 施設整備期間

エ) 竣工(完工)予定日(外構以外) (※) 平成28年12月31日

オ) 引渡予定日(外構以外の本件施設) (※) 平成29年1月10日

・ 現学校給食センターの解体・撤去業務開始予定日 (※)

平成29年3月20日(一部 平成28年7月20日)

- ・ 現学校給食センターの解体・撤去業務完了予定日（※）
平成 29 年 6 月 30 日（一部 平成 28 年 8 月 31 日）
- カ) 竣工（完工）予定日（外構）（※）平成 29 年 6 月 30 日
- キ) 引渡予定日（外構）（※）平成 29 年 6 月 30 日
- (2) 開業準備期間（※）
平成 29 年 1 月 11 日～平成 29 年 4 月 6 日

第 4 原契約書別紙 4-1「サービス対価の基本的な考え方」の「2. 支払の算定方法及び支払額（下記の対価には、消費税及び地方消費税を含まない。）」を以下の通り変更する。

- (1) 同「(1)サービス対価 A」の「①サービス対価 A1(A1-1・A1-2)」を以下の通り変更する。

サービス対価 A1-1（166,666,667 円）の項において

「：本件施設のうち現給食センターの解体・撤去及び外構整備部分を除いた施設整備に係る対価の一時支払金として」とある部分を、以下の通り変更する。

原則、当該部分の引渡し完了後に支払うものとする。ただし、施設の完成前に、出来形部分（監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とする。）に相応する施設整備代金相当額の 10 分の 8 以内の額について、予算の範囲内で部分払いを請求することができる。ただし、この請求は、施設整備工期中 2 回を超えることができない。

- (2) 「(3)サービス対価 C」の項の次に下記の事項を加える。

- (4) 地中障害物の除去等業務費相当分

① 平成 27 年度 金 44,350,014 円（税込）

② 平成 28 年度及び平成 29 年度予定 金 24,773,847 円（税込）

町は、事業者と協議のうえ、請求を受けた日から 30 日以内に一括で支払う。ただし、平成 28 年度分及び平成 29 年度分は、最大で予想される金額であるため、業務が完了した後、町により精査・確定した額で支払うものとする。尚、不可抗力に起因し、実際に生じた地中障害物の除去等業務費が上記記載の平成 28 年度及び平成 29 年度最大額を超過する場合は別途協議し、金額を決定するものとする。その場合、町は事業者による当該超過額の請求を妨げないものとする。

- (5) 工期変更に伴う増加費用相当分

① 工事中断から再開までの費用（金 16,320,420 円に消費税及び地方消費税の額を加算した額の範囲内で新たに協議した額）、②工期延長・開業遅延費用（金 176,978,193 円に消費税及び地方消費税の額を加算した額の範囲内で新たに協議した額）、③改修工事費用（金 22,270,000 円に消費税及び地方消費税の額を加算した額の範囲内で新たに協議した額）

2 変更の理由

事業契約書第 42 条第 3 項の規定に基づく業務の一時中止に伴い契約金額及び事業日程等の変更が生じたため。